

事業報告書

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人創恵会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市中央町2番地53
- (3) 設立認可年月日 平成5年8月20日
- (4) 設立登記年月日 平成5年9月1日
- (5) 役員

	氏名	備考
理事長	尾立六市	尾立歯科医院管理者
理事		
理事		
監事		

2 事業の概要

種類	施設の名称	開設場所	診療科
診療所	尾立歯科医院	鹿児島市中央町2番地53	歯科

3 当会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和3年5月31日 令和2年度決算の決定
- 令和3年5月31日 理事の任期満了に伴う選任

様式 2

医療法人整理番号

法人名 医療法人創恵会

所在地 鹿児島市中央町2番地53

財 産 目 録
(令和4年3月31日現在)

1, 資 産 額 151,658千円
2, 負 債 額 17,004千円
3, 純 資 産 額 134,654千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	129,160
B 固 定 資 産	22,498
C 資 産 合 計 (A+B)	151,658
D 負 債 合 計	17,004
E 純 資 産 (C-D)	134,654

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

建物 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

様式 3 - 4

法人名 医療法人創恵会
 所在地 鹿児島市中央町2番地53

医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	129,160	I 流動負債	8,276
II 固定資産	22,498	II 固定負債	8,728
1 有形固定資産	5,114	負債合計	17,004
2 無形固定資産	434	純資産の部	
3 その他の資産	16,950	科 目	金 額
		I 資本金	5,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	129,654
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	134,654
資 産 合 計	151,658	負債・純資産合計	151,658

法人名 医療法人創恵会
所在地 鹿児島市中央町2番地53

損益計算書

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	165,464
2 事業費用	149,550
本来業務事業利益	15,914
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	15,914
II 事業外収益	3,790
III 事業外費用	69
經常利益	19,635
IV 特別利益	415
V 特別損失	0
税引前当期純利益	20,050
法人税等	4,607
当期純利益	15,443

法人名 医療法人創恵会
 所在地 鹿児島市中央町2番地53

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人創恵会
理事長 尾立六市 殿

私は、医療法人創恵会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私達は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月28日

医療法人創恵会

監 事 尾 立 由 美 子